

一復第七〇〇號

第一復員官署（陸地方世話部）一般

第一復員省旅費規則の一部改正について

昭和二十一年十二月十八日

復員廳第一復員局文書課長 美山 要 藏

第一復員省旅費規則の一部を左記の通り改正せられたから命によつて
遵する

左記

第十九條 新任用スル爲召致スル者ニシテ旅費ヲ支給スル必要アル場
合ハ順序ヲ總テ申請スルモノトス

0894

年末一時金配當表

整理課

陸軍

支給額	増額	臨時家族手当	俸給又は給料	身分	氏名
二、二〇〇	四〇〇	四〇〇	一、四〇〇	事務官 (三級)	依藤 裕雄
一、九〇〇	四〇〇	四〇〇	一、一〇〇	同	菅谷 義夫
一、六〇〇	四〇〇	三〇〇	九〇〇	同	高木 秀明
一、五五〇	四〇〇	四〇〇	七五〇	事務官 (三級)	福永 一雄
一、八〇〇	四〇〇	六〇〇	八〇〇	技官 (三級)	塩田 初五郎
一、二二〇	四〇〇	二〇〇	六二〇	事務官 (三級)	増田 鉄郎
九六〇	四〇〇	一〇〇	四六〇	同	池田 政雄
一、九〇〇	四〇〇	二〇〇	一、三〇〇	嘱託	林 杏介
一、九〇〇	四〇〇	三〇〇	一、二〇〇	同	岡野 忠治
一、八五〇	四〇〇	四〇〇	一、〇五〇	同	林 太郎
一、六〇〇	四〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	同	孝壽 芳春
一、五〇〇	四〇〇	二〇〇	九〇〇	同	高橋 健夫

0895

計	員名	職名	年	月	日	時	分
一七	加藤 馨之助	事務員	五	一	五	六	〇
	秋山 富美子	事務員	三	二	〇	〇	〇
	神 永正	事務員	四	二	〇	〇	〇
	石川 平作	事務員	五	〇	〇	〇	〇
	松坂 仁之助	事務員	一	〇	〇	〇	〇

0896

特別手当配當表

整理課

陸軍

計	手當額	俸給又は給料	身分	氏名
二一三六	一九〇	一四〇〇	事務官	佐藤裕雄
二一〇	二一六	一四〇〇	事務官	菅谷義夫
一九〇	一九〇	七五〇	同	福永一雄
一九〇	一九〇	八〇〇	技官	塩田初五郎
一九〇	一九〇	六二〇	事務官	増田鉄郎
一九〇	一九〇	四六〇	同	池田政雄
一九〇	一九〇	一三二〇	嘱託	林杏助
一九〇	一九〇	一〇〇〇	同	松坂仁之助
一九〇	一九〇	五〇〇	機動者	石川平作
二一六	二一六	四二〇	事務官	神永正
二一〇	二一〇	三二〇	事務官	秋山富美子
計	二一三六	二一三六		一名

0897

年末一時金支給現在員 一七名
現在員に對する俸給又は給料の一月分計一四、四〇圓

0898

年末一時金配當表

氏名	職	勤	給	額	減	額	給	額	勤	給	額	給	額	給	額
佐藤 裕一	事務官			二、八〇〇	／	／	二、八〇〇	／				二、八〇〇	／		
菅谷 義夫	事務官			二、三〇〇	／	／	二、三〇〇	／				二、三〇〇	／		
高木 秀明	事務官			一、八〇〇	／	／	一、八〇〇	／				一、八〇〇	／		
福永 一雄	事務官			一、五〇〇	／	／	一、五〇〇	／				一、五〇〇	／		
塩田 初五郎	事務官			一、六〇〇	／	／	一、六〇〇	／				一、六〇〇	／		
増田 鉄郎	事務官			一、二〇〇	／	／	一、二〇〇	／				一、二〇〇	／		
池田 政雄	事務官			一、九〇〇	／	／	一、九〇〇	／	六			一、九〇〇	／		
岡野 忠治	事務官			二、四〇〇			二、四〇〇		七			二、四〇〇			
林 有介	事務官			二、六〇〇			二、六〇〇		七			二、六〇〇			
林 太郎	事務官			二、一〇〇			二、一〇〇					二、一〇〇			
岸野 芳春	事務官			二、〇〇〇			二、〇〇〇					二、〇〇〇			

陸軍

0899

								七八〇	一〇〇〇	六〇〇	一一〇〇	二〇〇〇	二一〇〇
								一四〇〇	三三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
									一六〇〇	五〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二一〇〇
								六四〇	八四〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二一〇〇
									六	一			
								幸修	山	山	雀	山	山
								秋山富美子	神永正	加藤壱之助	石川平作	松坂仁之助	高橋健夫

0900

陸軍

勤績年數調書 技術教種部 整理課

期 間 身 分 官 名 期 間 身 分 官 名 期 間 身 分 官 名 期 間 身 分 官 名

自昭和六年六月二十五日以前任用
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

(22)(27) 44 32 13 14 5 10 11 50 8 28 60 60 (18)(11)(13)(12)

0901

至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月
至昭和六年六月

百四十八卷	五元正	備	百四十九卷	百五十二卷	百五十三卷	百五十四卷	百五十五卷	百五十六卷	百五十七卷	百五十八卷	百五十九卷	百六十卷	百六十一卷	百六十二卷	百六十三卷	百六十四卷	百六十五卷	百六十六卷	百六十七卷	百六十八卷	百六十九卷	百七十卷	百七十一卷	百七十二卷	百七十三卷	百七十四卷	百七十五卷	百七十六卷	百七十七卷	百七十八卷	百七十九卷	百八十卷	百八十一卷	百八十二卷	百八十三卷	百八十四卷	百八十五卷	百八十六卷	百八十七卷	百八十八卷	百八十九卷	百九十卷	百九十一卷	百九十二卷	百九十三卷	百九十四卷	百九十五卷	百九十六卷	百九十七卷	百九十八卷	百九十九卷	百卷	百零一卷	百零二卷	百零三卷	百零四卷	百零五卷	百零六卷	百零七卷	百零八卷	百零九卷	百一十卷	百一十一卷	百一十二卷	百一十三卷	百一十四卷	百一十五卷	百一十六卷	百一十七卷	百一十八卷	百一十九卷	百二十卷	百二十一卷	百二十二卷	百二十三卷	百二十四卷	百二十五卷	百二十六卷	百二十七卷	百二十八卷	百二十九卷	百三十卷	百三十一卷	百三十二卷	百三十三卷	百三十四卷	百三十五卷	百三十六卷	百三十七卷	百三十八卷	百三十九卷	百四十卷	百四十一卷	百四十二卷	百四十三卷	百四十四卷	百四十五卷	百四十六卷	百四十七卷	百四十八卷	百四十九卷	百五十卷	百五十一卷	百五十二卷	百五十三卷	百五十四卷	百五十五卷	百五十六卷	百五十七卷	百五十八卷	百五十九卷	百六十卷	百六十一卷	百六十二卷	百六十三卷	百六十四卷	百六十五卷	百六十六卷	百六十七卷	百六十八卷	百六十九卷	百七十卷	百七十一卷	百七十二卷	百七十三卷	百七十四卷	百七十五卷	百七十六卷	百七十七卷	百七十八卷	百七十九卷	百八十卷	百八十一卷	百八十二卷	百八十三卷	百八十四卷	百八十五卷	百八十六卷	百八十七卷	百八十八卷	百八十九卷	百九十卷	百九十一卷	百九十二卷	百九十三卷	百九十四卷	百九十五卷	百九十六卷	百九十七卷	百九十八卷	百九十九卷	百卷
-------	-----	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----

8543

百四十八卷
五元正
備
百四十九卷
百五十二卷
百五十三卷

增田 政雄
永正
和川 子作

0902

(26)(23)
8 10

居残食料支給について

文書課

昭和廿壹年七月廿六日

0903

- 一 一般的に月拾食分(定額四拾錢)以内を支給する。
- 二 實際に居残詰切勤務を以て場合には一回に對し二回勤務を以てし勤務簿を整理し第一號以外に支給する。
- 但し前項及第一號の合計回数が其月の現日数を超ゆる場合は現日数に止めらる。
- 三 第三號第一項の勤務者確認手段として各課毎に其日の居残詰切勤務者の連名表を甲高直に提出する。甲高直は勤務者を確認し連名表に捺印する。各課庶務事務官は連名表により月末勤務簿を整理し第一號食料を合算の上食料を請求する。

40X

12月加突施

○居残勤務簿整理方法
 一 本文第一號記入の場合に主張、欠勤等事故の白及第二

號該当白以外の日とする

二 本文第二號の場合に「十二月五日高直勤務に服して者は

五日と十五日と高直して後二回記入する。又「十二月七日居

残勤務をして者は翌日居残をして後二回記入する。

○居残話切者連名表の様式

甲高直	月	日	居残及話切者連名表	部課名
居残話切	官	代	名	印
居残下九時	甲			印
居残三時				印
話切	丙			印

本表は勤務者中最終の者が甲高直と提出する。

12月15日
 12月15日
 12月15日

0904

年末一時金請求書様式

(認印) 昭和 年 月 日 年末一時金請求書 請求 号

昭和 年 月 日 請求 号
所属課部名 請求及受領代人官 氏名(印)

現金 一金

標準額	支給額	所得額	差引支給額	摘要	氏名

附 録

但し役員事務官

他 名に對する昭和 年 月 日

第 号に依り年末一時金として請亦す

所得税は当課(部)保管の所得税徴收簿に符合す

尚ほ支給額は夫々決裁済 (印)

注意事項

請亦書は俸給 備給に二分し次、当該科目

とす 標準額は本俸の三月分と相当す、額

現金及封鎖の関係は三月分迄即ち標準額迄は現

金として超えたものも封鎖とす

摘要欄は銀行及郵便局の区分 其の他必要事項

0906

復員第八一二一號

昭興遺報なき死没者の未支給々々與精算のための資料について

昭和二十二年一月二十八日

第一復員局文書課長 美山 要藏

第一復員官署（含地方世話部）一級

整理済

0907

客年十月三十日一復第五二一號昭興遺報なき死没者の未支給々々與精算に
いての遺願左記一認定の資料とすへきもの内85については別表に採
こととせられたから命に依り遺族する

尙別表毎章を單位としてゐるか隊下部隊である師團以下の所屬區分につ
ては各世話部に保管してゐる客年一月二十一日第一復員省調製外場部隊
闘争列概見表及び二十年十月二十八日陸軍省調製地區別兵團文字符一覽表
竝に二十年十月二十八日付陸軍部隊利益表（其二三三四）及び客年一月十
五日付部隊遺構番號一覽表を參照せられ度い

追つて客年十月九日留電第三九號照會の本件に係る追給精算は三月三
十一日迄に盛場を完了するよう取計らはれ度いので念の爲申添へる

地区	主要地域	軍別	給與終期	備考
地方	千島、樺太	五方面軍	昭和二十年八月	
地方	南西諸島	十方面軍	昭和二十年十二月	船舶部隊を含む
地方	父島、硫黄島	三十二軍	昭和二十年三月	
地方	京城、全州、光州	五原兵團	昭和二十年三月	
地方	濟州、嶺南、嶺北	五十八軍	昭和二十年九月	
地方	北、中、南支那	東軍	昭和二十年八月	
地方	東ビルマ、モール	那波遺軍	昭和二十年八月	
地方	モルム、パパン	甸方面軍	昭和二十年十月	
地方	ナコラ、インサクン	二二八軍	同	
地方	ワタク	三十三軍	同	
地方	西貢、パオ	五方面軍	昭和二十一年一月	船舶部隊を含む
地方	ホルネオ	三十七軍	昭和二十一年三月	
地方	西貢、河内、盤谷	三十八軍	昭和二十一年一月	
地方	バンコック	(當第二十九軍)	同	
地方	クラング、エー	十五軍	同	
地方	ナエ、インマ	七方面軍	昭和二十一年三月	
地方	南、シゴ、ホール	二二五軍	同	船舶部隊を含む
地方	スマトラ	二二九軍	同	
地方	ピナン、アンタマ	十六軍	昭和二十一年四月	
地方	スラバヤ	十四方面軍	昭和二十一年四月	船舶部隊を含む
地方	レイテ方面、ルソン	三十五軍	同	
地方	ルソン北部	三十一軍	昭和十九年十一月	船舶部隊を含む
地方	モブ、ミタオ島	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	ダバオ、サンボアン	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	南部セルベス、モラン	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	サイロン、サルミ	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	アムボネ、大島島	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	ニューブリテン	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	ブーケンビル	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	東部ニエモニヤ	三十一軍	昭和十九年三月	
地方	三航空軍	三十一軍	昭和二十年八月	
地方	五飛行師團	三十一軍	昭和二十年八月	
地方	九飛行師團	三十一軍	昭和二十年八月	
地方	五十五飛行師團	三十一軍	昭和二十年八月	
地方	西飛行師團	三十一軍	昭和十九年十二月	
地方	一陸進隊團	三十一軍	昭和二十年八月	
地方	八飛行師團	三十一軍	昭和二十年八月	

備考 一 本表に記した船舶部隊は外地部隊戦時序列編見表に記載せられておるものを掲げたものであり、戦時序列編見表の船舶部隊は、當該地域の地上軍と同一と看做す。

二 航空部隊の内、南西諸島に在る航空部隊は、終期が異なるので特に掲げた。月三十一日留守乗務員を兼ねてある航空部隊は、終期が異なるので特に掲げた。三 本表に記した船舶部隊は、外地部隊戦時序列編見表に記載せられておるものと異なるものとする。又、戦時序列編見表に在る外地航空部隊は、常設基地地上軍と同一と看做す。